

## 奈良県環境影響評価技術指針の改定等について（概要）

### I. 背景

奈良県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という）は、奈良県環境影響評価条例（以下「条例」という）に基づく環境影響評価が適切に行われるための指針として策定されている。

現在、条例の一部改正について検討を行っているところであるが、条例を改正するにあたっては、技術指針及び奈良県環境影響評価技術指針マニュアル等についても追加・見直しを行う必要がある。

### II. 技術指針等の位置づけ

#### 1. 奈良県環境影響評価技術指針

条例第4条において、知事は環境影響評価を行うために必要と認められる技術的な事項に関する指針を定めることとしている。

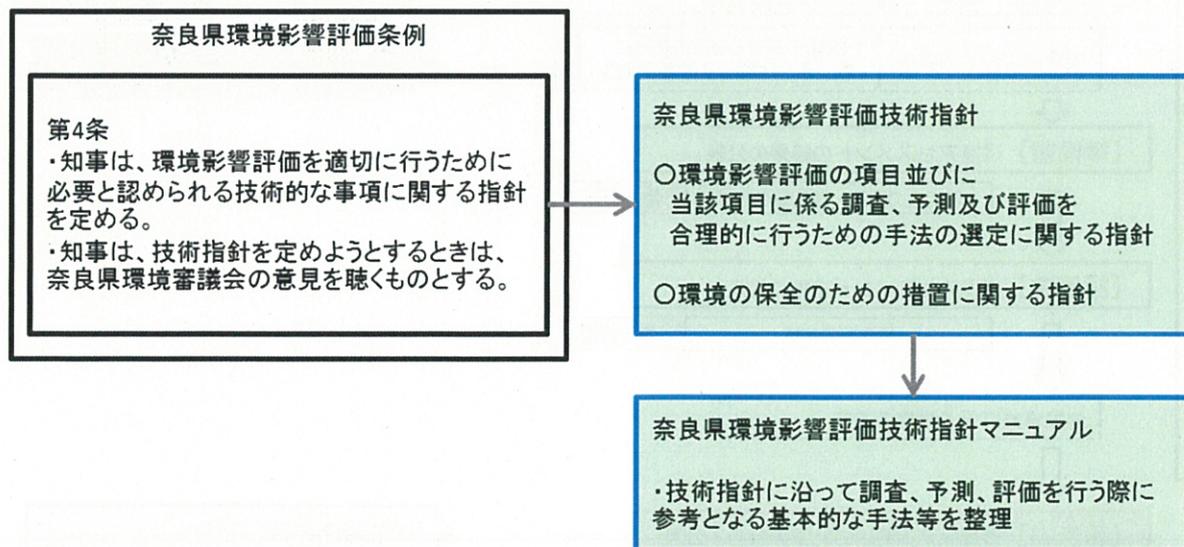
また、知事は技術指針を定めようとする時は、奈良県環境審議会の意見を聴くものとし、技術指針を定めた時はこれを告示するものとしている。（改定についても準用）

現行では、以下の事項について指針が定められている。

- 環境影響評価の項目並びに  
当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法に関する事項
- 環境の保全のための措置に関する事項

#### 2. 奈良県環境影響評価技術指針マニュアル

技術指針に沿って調査、予測、評価を行う際に参考となる基本的な手法について、奈良県環境影響評価技術指針マニュアルが定められている。



### Ⅲ. 技術指針等の改定の検討内容

#### ○計画段階配慮指針（仮称）の追加

・計画段階配慮書手続を導入する場合、計画段階配慮事項の選定や、調査・予測・評価の手法に関する事項を定めた指針等を追加する必要がある。

#### ○報告書作成指針（仮称）の追加

・改正法と同様の報告書の作成を義務づける場合、報告書の作成に関する指針等を追加する必要がある。

#### ○現行指針の見直し

・計画段階配慮書手続を導入する場合、事業実施段階の手続における配慮書手続段階の情報及び検討結果の活用等について追加する必要がある。

・条例を改正する場合、事業者の負担が増加することから、メリハリのついた手続の実施を目的として、重点化・簡略化手法について検討を行う。

